



福島医発第2852号(地)

平成27年1月22日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

難病法の施行に伴う入院時生活療養費の生活療養標準負担額について

健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件(平成26年厚生労働省告示第477号)が平成26年12月19日に告示され、平成27年1月1日より適用されることとなった旨、厚生労働省保険局より日本医師会を通じて通知がありました。

入院時生活療養費の生活療養標準負担額は、原則として、食費として1食につき460円、居住費として1日につき320円としていますが、「所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者」については、当該標準負担額を減額することとしています。

入院時生活療養費の生活療養標準負担額が減額される者については、健康保険法施行規則第62条の3各号において規定されており、その中で同条第4号は、「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」とされ、この規定に基づき厚生労働大臣が定める者を減額対象者としているところであります。

これまで、「特定疾患治療研究事業」に規定する対象疾患に罹患している患者については、入院医療の必要性が高いことから、告示により減額対象者とされてきております。今般、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)が平成27年1月1日に施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されることに伴い、難病法により新たに医療費助成の対象となる患者についても、入院時生活療養費の生活療養標準負担額の減額対象者に加えるための告示の改正が行われたものであります。

また、平成26年12月31日以前に特定疾患治療研究事業の対象患者として既に都道府県から認定を受けている者であって、かつ平成27年1月1日以降も難病法に基づく医療費助成の対象となるものに係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額につきましては、難病法の施行に伴う経過的特例として、平成27年1月1日から3年間、当該者に係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額の2分の1が公費負担となるものであります。

つきましては、貴会におかれましてもご了解頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

日医発第977号（保 192）

平成26年12月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

難病法の施行に伴う入院時生活療養費の生活療養標準負担額について

健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第477号）が平成26年12月19日に告示され、平成27年1月1日より適用されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

入院時生活療養費の生活療養標準負担額は、原則として、食費として1食につき460円、居住費として1日につき320円としていますが、「所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者」については、当該標準負担額を減額することとしています。

入院時生活療養費の生活療養標準負担額が減額される者については、健康保険法施行規則第62条の3各号において規定されており、その中で同条第4号は、「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」とされ、この規定に基づき厚生労働大臣が定める者を減額対象者としているところであります。

これまで、「特定疾患治療研究事業」に規定する対象疾患に罹患している患者については、入院医療の必要性が高いことから、告示により減額対象者とされてきております。今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）が平成27年1月1日に施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されることに伴い、難病法により新たに医療費助成の対象となる患者についても、入院時生活療養費の生活療養標準負担額の減額対象者に加えるための告示の改正が行われたものであります。

また、平成26年12月31日以前に特定疾患治療研究事業の対象患者として既に都道府県から認定を受けている者であって、かつ平成27年1月1日以降も難病法に基づく医療費助成の対象となるものに係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額につきましては、難病法の施行に伴う経過的特例として、平成27年1月1日から3年間、当該者に係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額の2分の1が公費負担となるものであります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部改正について

（平26.12.19 保発1219第21号 厚生労働省保険局長）

保発 1 2 1 9 第 2 1 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部改正について

標記については、別添のとおり、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長及び都道府県知事あて通知したので、よろしくお取り計らい願いたい。

【別 添】

保発 1 2 1 9 第 1 7 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部改正について

健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（平成 26 年厚生労働省告示第 477 号）が平成 26 年 12 月 19 日に告示され、平成 27 年 1 月 1 日から適用することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 85 条の 2 第 2 項に規定されている入院時生活療養費の生活療養標準負担額は、原則として、食費として 1 食につき 460 円、居住費として 1 日につき 320 円としているが、「所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者」については、当該標準負担額を減額することとしている。

入院時生活療養費の生活療養標準負担額が減額される者（以下「減額対象者」という。）については、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 62 条の 3 各号において規定しており、その中で同条第 4 号は、「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」として、「健

康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号。以下「告示」という。）を減額対象者としている。

昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」において規定する対象疾患に罹患している患者については、入院医療の必要性が高いことから、告示により減額対象者としてきたところである。今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）が平成 27 年 1 月 1 月から施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されることに伴い、難病法により新たに医療費助成の対象となる患者についても、入院時生活療養費の生活療養標準負担額の減額対象者に加えるため、告示について所要の改正を行うこと。

なお、平成 26 年 12 月 31 日以前に特定疾患治療研究事業の対象患者として既に都道府県から認定を受けている者であって、かつ平成 27 年 1 月 1 日以降も難病法に基づく医療費助成の対象となるものに係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額については、難病法の施行に伴う経過的特例として、平成 27 年 1 月 1 日から 3 年間、当該者に係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額の 2 分の 1 が公費負担となる。

また、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）においては、健保法の生活療養標準負担額の規定等を引用しているため、同様の取扱いとなること。

第二 改正の内容

難病法の施行に伴い、健保則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき、告示に規定する減額対象者として、難病法第 7 条第 1 項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第 5 条第 1 項に規定する指定難病をいう。）の患者（当該患者が、同項に規定する指定特定医療を受ける場合に限る。）を加える改正を行うこと。

第三 適用期日

平成 27 年 1 月 1 日から適用すること。

保発 1 2 1 9 第 1 8 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部改正について

健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（平成 26 年厚生労働省告示第 477 号）が平成 26 年 12 月 19 日に告示され、平成 27 年 1 月 1 日から適用することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 85 条の 2 第 2 項に規定されている入院時生活療養費の生活療養標準負担額は、原則として、食費として 1 食につき 460 円、居住費として 1 日につき 320 円としているが、「所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者」については、当該標準負担額を減額することとしている。

入院時生活療養費の生活療養標準負担額が減額される者（以下「減額対象者」という。）については、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 62 条の 3 各号において規定しており、その中で同条第 4 号は、「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」として、「健

康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号。以下「告示」という。）を減額対象者としている。

昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」において規定する対象疾患に罹患している患者については、入院医療の必要性が高いことから、告示により減額対象者としてきたところである。今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）が平成 27 年 1 月 1 月から施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されることに伴い、難病法により新たに医療費助成の対象となる患者についても、入院時生活療養費の生活療養標準負担額の減額対象者に加えるため、告示について所要の改正を行うこと。

なお、平成 26 年 12 月 31 日以前に特定疾患治療研究事業の対象患者として既に都道府県から認定を受けている者であって、かつ平成 27 年 1 月 1 日以降も難病法に基づく医療費助成の対象となるものに係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額については、難病法の施行に伴う経過的特例として、平成 27 年 1 月 1 日から 3 年間、当該者に係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額の 2 分の 1 が公費負担となる。

また、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）においては、健保法の生活療養標準負担額の規定等を引用しているため、同様の取扱いとなること。

第二 改正の内容

難病法の施行に伴い、健保則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき、告示に規定する減額対象者として、難病法第 7 条第 1 項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第 5 条第 1 項に規定する指定難病をいう。）の患者（当該患者が、同項に規定する指定特定医療を受ける場合に限る。）を加える改正を行うこと。

第三 適用期日

平成 27 年 1 月 1 日から適用すること。

保発 1 2 1 9 第 1 9 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部改正について

健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（平成 26 年厚生労働省告示第 477 号）が平成 26 年 12 月 19 日に告示され、平成 27 年 1 月 1 日から適用することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 85 条の 2 第 2 項に規定されている入院時生活療養費の生活療養標準負担額は、原則として、食費として 1 食につき 460 円、居住費として 1 日につき 320 円としているが、「所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者」については、当該標準負担額を減額することとしている。

入院時生活療養費の生活療養標準負担額が減額される者（以下「減額対象者」という。）については、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 62 条の 3 各号において規定しており、その中で同条第 4 号は、「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」として、「健

康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号。以下「告示」という。）を減額対象者としている。

昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」において規定する対象疾患に罹患している患者については、入院医療の必要性が高いことから、告示により減額対象者としてきたところである。今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）が平成 27 年 1 月 1 日から施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されることに伴い、難病法により新たに医療費助成の対象となる患者についても、入院時生活療養費の生活療養標準負担額の減額対象者に加えるため、告示について所要の改正を行うこと。

なお、平成 26 年 12 月 31 日以前に特定疾患治療研究事業の対象患者として既に都道府県から認定を受けている者であって、かつ平成 27 年 1 月 1 日以降も難病法に基づく医療費助成の対象となるものに係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額については、難病法の施行に伴う経過的特例として、平成 27 年 1 月 1 日から 3 年間、当該者に係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額の 2 分の 1 が公費負担となる。

また、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）においては、健保法の生活療養標準負担額の規定等を引用しているため、同様の取扱いとなること。

第二 改正の内容

難病法の施行に伴い、健保則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき、告示に規定する減額対象者として、難病法第 7 条第 1 項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第 5 条第 1 項に規定する指定難病をいう。）の患者（当該患者が、同項に規定する指定特定医療を受ける場合に限る。）を加える改正を行うこと。

第三 適用期日

平成 27 年 1 月 1 日から適用すること。

第二百四十三号) 第四十一条第七項の規定に基づき、健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成二十一年厚生労働省告示第二百九十号)の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号中「児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号) 第二十三条の二第二項第一号の医療の給付又は同項第二号の医療に要する費用」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費」に改める。

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号) 第五条第一項の特定医療費の支給

○農林水産省告示第九百四十四号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号) 第二十四条第二項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護若しくは漁業取締りその他漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を次のように定め、平成二十七年三月三日から施行する。

平成二十六年十二月十九日

次の表の上欄に掲げる漁業について漁業法(昭和二十四年法律第二十六号) 第五十二条第一項の許可を受けた船舶の船長(遠洋かつお・まぐろ漁業にあつては、浮き又は縄を使用する者に限る。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、農林水産大臣に報告しなければならない。

指定漁業	報告すべき事項	報告の方法
小型捕鯨業	南鯨(まっこう鯨を除く)の日別(採捕しなかつた日を除く)の捕獲頭数	ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する方法により、当該日の翌日までに報告すること。
遠洋かつお・まぐろ漁業	一 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一号に規定する海域(以下「大西洋条約海域」という)のうち、北緯十度の線以北、西経十五度の線以西の海域(以下「大西洋条約海域」という)におけるまぐろの日別	ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する方法により、当該日の翌日までに報告すること。

○厚生労働省告示第四百七十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の施行に伴い、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号) 第六十二条の三第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第四百八十八号)の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号及び第二号中「該当するもの」の下に「第五号に規定する指定難病の患者を除く。」を加える。

第四号の次に次の一号を加える。

五 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号) 第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病(同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。)の患者(当該患者が、同項に規定する指定特定医療を受ける場合に限る。)

北太平洋さんま漁業	日本海へにすわいがに漁業	二 毎日の漁獲数量及び揚かこの場所	一 毎日の正午位置(港内に停泊している場合を除く。)	二 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるまぐろの日別の漁獲数量、採捕の順序を示す番号別の重量並びに採捕した日の正午位置及び投縄開始時刻	一 毎日の正午位置(港内に停泊している場合を除く。)	二 毎日の漁獲数量及び揚かこの場所	一 毎日の正午位置(港内に停泊している場合を除く。)	二 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるまぐろの日別の漁獲数量、採捕の順序を示す番号別の重量並びに採捕した日の正午位置及び投縄開始時刻
日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の両国間の協定第一条に規定するロシア連邦の北太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業を行った航海中の船舶の位置	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の両国間の協定第一条に規定するロシア連邦の北太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業を行った航海中の船舶の位置	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の両国間の協定第一条に規定するロシア連邦の北太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業を行った航海中の船舶の位置	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の両国間の協定第一条に規定するロシア連邦の北太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業を行った航海中の船舶の位置	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の両国間の協定第一条に規定するロシア連邦の北太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業を行った航海中の船舶の位置	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の両国間の協定第一条に規定するロシア連邦の北太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業を行った航海中の船舶の位置	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の両国間の協定第一条に規定するロシア連邦の北太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業を行った航海中の船舶の位置	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の両国間の協定第一条に規定するロシア連邦の北太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業を行った航海中の船舶の位置	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の両国間の協定第一条に規定するロシア連邦の北太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業を行った航海中の船舶の位置

附則

(平成十年七月十六日農林水産省告示第五十七号等の廃止)

次に掲げる告示は、廃止する。

一 平成十年七月十六日農林水産省告示第五十七号(遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件)

二 平成十九年七月二十五日農林水産省告示第九百六十二号(日本海へにすわいがに漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件)

三 平成二十四年七月二十三日農林水産省告示第七百七十二号(北太平洋さんま漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件)

(報告に関する経過措置)

この告示の施行前に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる告示の規定により農林水産大臣又は漁業監督官に対して報告をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその報告がされていらないものについては、この告示の施行後は、これを、この告示の相当規定により農林水産大臣又は漁業監督官に対してその報告をしなければならないとされた事項についてその報告がされていらないものとみなして、当該相当規定を適用する。

○農林水産省告示第九百四十五号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法(平成十年法律第八十三号) 第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣 西川 公也

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Bidens L.	ハナビ	大下秀幸 岐阜県高山市下林町1855番地	第28289号 平成26年11月20日
鈴鹿	鈴鹿	金子勝則 岐阜県下呂市萩原町上呂1043番地	第28604号 平成26年11月12日

◎ 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件
新 旧 対 照 条 文

○ 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第四百八十八号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者 一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第1章第2部第1節入院基本料区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料を算定する患者であつて、基本診療科の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの（第五号に規定する指定難病の患者を除く。） 二 医科点数表第1章第2部第1節入院基本料区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する患者であつて、基本診療科の施設基準等別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの（第五号に規定する指定難病の患者を除く。） 三・四 （略） 五 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける場合に限る。）が、同項に規定する指定特定医療を受ける場合に限る。）	健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者 一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第1章第2部第1節入院基本料区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料を算定する患者であつて、基本診療科の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの 二 医科点数表第1章第2部第1節入院基本料区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する患者であつて、基本診療科の施設基準等別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの 三・四 （略） （新設）